様式第２－１号

平成　　年　　月　　日

〇〇運輸局　□□運輸支局長　殿
指定都道府県等の長　殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第７９条の２の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．名称、住所、代表者の氏名

２．自家用有償旅客運送の種別

３．運送の区域

区　　域	備　　考

４．事務所の名称及び位置

事務所の名称	位　　置

５．事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	バ　　ス（乗車定員１１人以上）	普通自動車（乗車定員１０人以下）	合　計（軽）
	所有		（　　）	（　　）
	持込		（　　）	（　　）
	合計		（　　）	（　　）

軽自動車については、（　）内に内数で記載すること

事務所の名称	所 有区 分	寝台車（軽）	車いす車（軽）	兼用車（軽）	回転シート車（軽）	セダン等（軽）	合　計（軽）
	所 有	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　　）
	持 込	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　　）
	合 計	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　　）

軽自動車については、（　）内に内数で記載すること

６．運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白地有償運送		
福祉有償輸送		イ　身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者
		ロ　介護保険法第１９条第１項に規定する要介護認定を受けている者
		ハ　介護保険法第１９条第２項に規定する要支援認定を受けている者
		ニ　その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに〇を付すものとする。

７．添付書類

（１）定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
（２）法第７９条の４第１～４号に該当しない旨を証する書類
（３）運営協議会において協議が調ったことを証する書類
（４）自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
（５）運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
（６）運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
（７）整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
（８）事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
（９）損害賠償措置
(10) 運送しようとする旅客の名簿

様式第２－２号

平成　　年　　月　　日

〇〇運輸局　□□運輸支局長　殿
指定都道府県等の長　殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第７９条の６及び同法施行規則第５１条の１０の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．名称、住所、代表者の氏名

２．登録番号

３．自家用有償旅客運送の種別

４．運送の区域

運送の区域	備　　考

５．事務所の名称及び位置

事務所の名称	位　　置

６．事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	バ　　ス（乗車定員１１人以上）	普通自動車（乗車定員１０人以下）	合　計
	所有		（　　）	
	持込		（　　）	
	合計		（　　）	

軽自動車については、（　）内に内数で記載すること

事務所の名称	所 有 区 分	寝台車（軽）	車いす車（軽）	兼用車（軽）	回転シート車（軽）	セダン等（軽）	合　計（軽）
	所 有	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　　）
	持 込	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　　）
	合 計	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　　）

軽自動車については、（　）内に内数で記載すること

７．運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白地有償運送		
福祉有償輸送		イ　身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者
		ロ　介護保険法第１９条第１項に規定する要介護認定を受けている者
		ハ　介護保険法第１９条第２項に規定する要支援認定を受けている者
		ニ　その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに〇を付すものとする。

８．添付書類

（１）定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
（２）法第７９条の４第１～４号に該当しない旨を証する書類
（３）運営協議会において協議が調ったことを証する書類
（４）自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
（５）運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
（６）運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
（７）整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
（８）事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
（９）損害賠償措置
(10) 運送しようとする旅客の名簿
(11) 登録証

様式第２－３号

平成　　年　　月　　日

〇〇運輸局　□□運輸支局長　殿
指定都道府県等の長　殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第７９条の７及び同法施行規則第５１条の１１の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．名称、住所、代表者の氏名

２．登録番号

３．自家用有償旅客運送の種別

４．変更しようとする事項

(1)　自家用有償旅客運送の種別の変更

新	旧

(2)　運送の区域の変更

新	旧

５．変更予定期日

平成　　年　　月　　日

様式第２－４号

平成　　年　　月　　日

〇〇運輸局　□□運輸支局長　殿
指定都道府県等の長　殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第７９条の７及び同法施行規則第５１条の１３の規定に基づき、下記のとおり届出致します。

記

１．名称、住所、代表者の氏名

２．登録番号

３．自家用有償旅客運送の種別

４．変更した事項

(1)　名称、住所、代表者の氏名

	新	旧
法人の名称		
住　　所		
代表者の氏名		

(2)　自家用有償旅客運送の種別

（公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限る）

新	旧

(3)　運送の区域（減少する場合に限る）

新	旧

(4)　事務所の名称及び位置

事　務　所	新	旧
名　　称		
位　　置		

(5)　事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称		所有区分	バ　　ス（乗車定員１１人以上）	普通自動車（乗車定員１０人以下）	合　計（軽）
新		所有		（　　）	（　　）
		持込		（　　）	（　　）
		合計		（　　）	（　　）
旧		所有		（　　）	（　　）
		持込		（　　）	（　　）
		合計		（　　）	（　　）

軽自動車については、（　）内に内数で記載すること

事務所の名称		所有区分	寝台車（軽）	車いす車（軽）	兼用車（軽）	回転シート車（軽）	セダン等（軽）	合　計（軽）
新		所有	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
		持込	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
		合計	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
旧		所有	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
		持込	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
		合計	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

軽自動車については、（　）内に内数で記載すること

(6)　運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白地有償運送

新	旧

福祉有償運送

		新	旧
福祉	身体障害者		
	要介護認定者		
	要支援認定者		
	その他		

行うものに○を付すものとする。

５．変更をした日

平成　年　月　日

様式第２－５号

平成　　年　　月　　日

申請者　〇〇〇〇　殿

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり運営協議会を開催し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

１．　自家用有償旅客運送の種別

２．運営協議会の名称及び対象市町村
（名　称）

（対象市町村）

３．運営協議会にて合意に至った年月日

４．運送主体の名称、住所、代表者の氏名

５．合意の内容
（１）運送の区域

（２）　旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）

６．　その他特記事項

平成　　年　　月　　日

〇〇市運営協議会　主宰者　〇〇市長　印

様式第３号

〇〇運輸局□□運輸支局長　殿
指定都道府県の長　殿

宣　　誓　　書

当法人における役員の全員が、道路運送法第７９条の４第１項第１号から第４号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

平成　　年　　月　　日

名　　称
住　　所
代表者の氏名

様式第４号

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（　　）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏　　名	住　　所	運転免許の種類	
			区　分	種　類
1				種
2				種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

※　運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び１種・２種）を記載すること。
※　第２種運転免許を有しない者にあっては、施行規則第５１条の１６第１項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
※　福祉輸送を行うにあたり福祉自動車以外を使用して行う場合にあっては、施行規則第５１条の１６第３項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

乗務者の就任承諾書 兼 就任予定乗務者名簿【福祉輸送を行う場合】

申請者（　　）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

	氏　　名	住　　所	資格の種類
1			
2			
3			

※　施行規則第５１条の１６第３項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

セダン型等の自動車を使用して、福祉輸送を行う場合であって、施行規則第５１条の１６第３項に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合にあっては当該要件を備えた者を乗務させることが必要。

様式第５号

運行管理の責任者　就任承諾書

申請者（　　）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

平成　　年　　月　　日

住　　所
氏　　名

※　乗車定員１１以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

様式第６号

運送の主体（申請者名）	

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（　　）

１．運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　　名	住　　所	資格の種類	委託
１				
２				
３				

- 乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法２３条第１項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 市町村運営有償運送にあって運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に〇印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　　名	住　　所
１		
２		
３		

（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

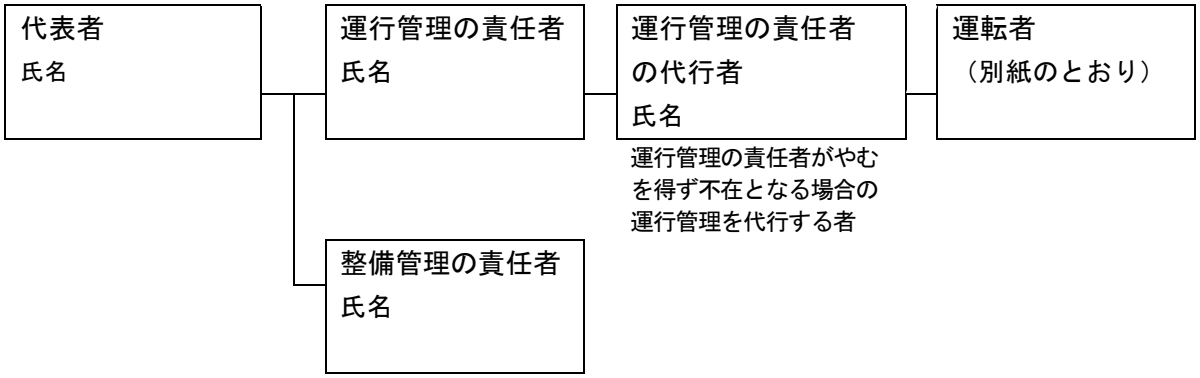

２．事故処理連絡体制

運転者 → 事故対応の責任者 → 代表者

氏名

↓ ↓ ↓

警察署

地域公共交通会議（又は協議会）・運営協議会・運輸支局（又は指定都道府県等）

３．苦情処理体制

苦情処理責任者

苦情処理担当者

（契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する）

様式第７号

〇〇運輸局□□運輸支局長　殿
指定都道府県の長　殿

宣　　誓　　書

道路運送法第７９条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限・　　万円）
対物保険（共済）	（無制限・　　万円）

平成　　年　　月　　日

名　　称
住　　所
代表者の氏名

様式第８号

（番　　号）

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第７９条の３の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

１．登録番号

２．登録の有効期間

３．名称、住所、代表者の氏名

４．自家用有償旅客運送の種別

５．路線又は運送の区域

６．登録に付す条件

平成　　年　　月　　日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長　〇〇　〇〇
指定都道府県等の長　〇〇　〇〇

様式第９号

（番　　号）

（申　請　者）　殿

登録拒否理由通知書

平成　　年　　月　　日付けをもって申請のあった自家用有償旅客運送については、下記理由により登録を拒否するので通知する。

記

１．　登録を拒否した事項

２．　登録の拒否を行った理由

（文例）

- 道路運送法第７９条の４第１項第１号（第２号、第３号、第４号）に掲げる欠格事由に該当するため。
- 道路運送法施行規則第９条第２項に規定する協議会又は第９条の２に規定する地域公共交通会議において協議が調っておらず、道路運送法第７９条の４第１項第５号の合意が得られていないと認められるため。
- 道路運送法施行規則第５１条の７に規定する運営協議会において協議が調っておらず、道路運送法第７９条の４第１項第５号に該当すると認められるため。
- 自家用有償旅客運送の種別に応じて必要な自動車の保有がなされていないと認められるため。
- 道路運送法施行規則第５１条の１６に定める必要な要件を備える運転者及び乗務員の確保がなされていないと認められるため。
- 道路運送法施行規則第５１条の１７に規定する運行管理の責任者の選任、運行管理の体制の整備がなされていないと認められるため。
- 道路運送法施行規則第５１条の２０に規定する整備管理の責任者の選任、整備管理の体制の整備がなされていないと認められるため。
- 道路運送法施行規則第５１条の２１に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任、連絡体制の整備がなされていないと認められるため。
- 道路運送法施行規則第５１条の２２に規定する旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められるため。

平成　　年　　月　　日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長　〇〇　〇〇
指定都道府県等の長　〇〇　〇〇